

半田市訓令第八号

庁中一般

半田市会計管理者事務決裁規程（平成二十年訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月八日

半田市長 久世孝宏

第二条第一号中「二百万円」を「三百五十万円」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日より適用する。
（適用区分）
- 2 改正後の規定は、令和八年度以後の予算に係る会計事務から適用し、令和七年度以前の予算に係る会計事務については、なお従前の例による。